

令和3年(2021年)10月から

屋外広告物の設置者等の皆様へ

屋外広告物のルールが変わります

自家用広告物も許可が必要になります

近年、老朽化した屋外広告物の落下などによる事故が全国的に発生し、問題となっていることから、屋外広告物の安全確保を図るため、山口県屋外広告物条例の一部を改正しました。

これまで許可の不要だった**自家用広告物**のうち、禁止地域や許可地域(国道や主要県道沿い等)内にある**一定規模超**のものは、あらかじめ**許可**を得て設置しなければなりません。

令和3年**10月1日**より前から**存在**する**自家用広告物**についても、令和3年**10月1日**以降は**許可が必要**となります。

禁止地域内：表示面積 5㎡超

許可地域内：表示面積10㎡超

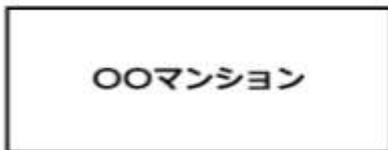
山口県 屋外広告物

検索

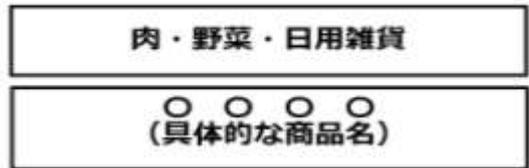
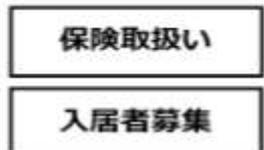
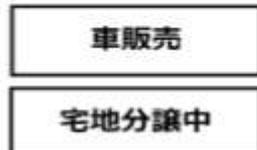
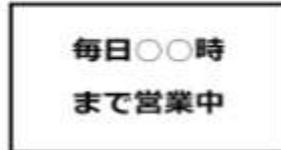
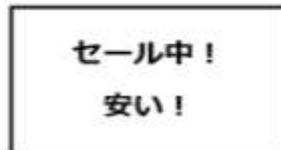
自家用広告物とは

- 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示・掲出するもの

【自己の名称、店名等の表示の例】



【自己の事業・営業に関わる表示の例】



※ 事業所、営業所等から離れた自己所有の土地に設置する「自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示・掲出する屋外広告物」については、今までどおり面積に関わらず許可が必要です。

主二面積とは

- 自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示・掲出しているすべての広告物の面積の合計

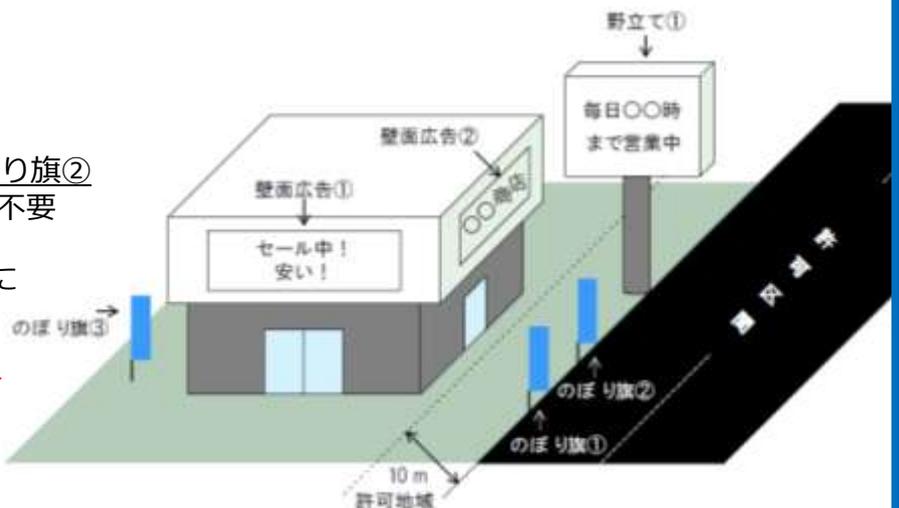
【右の場合の表示面積の合計】

《許可区間》

野立て①×2面+のぼり旗①+のぼり旗②となり、10㎡以下であれば許可は不要

※店舗にある壁面広告や店舗裏側にあるのぼり旗は対象外となる。

※禁止区間に接続する場合は、道路境界から100mまでが禁止地域で100mから500mまでが許可地域となります



問い合わせ：長門市役所都市建設課 23-1152

屋外広告物（店舗の看板など）は、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって、落下、倒壊し、公衆に危害を与えるおそれがあります。山口県では、屋外広告物の一層の安全性の向上を図るため、山口県屋外広告物条例を改正し屋外広告物の安全点検等を義務付けることとしました。

①安全点検が必要になります

- 屋外広告物の設置者や管理者は、**安全点検**を行わなければなりません。
※はり紙、広告幕、広告旗等は除く
- 許可を得て設置するものは、**専門知識を有する者による点検**が必要となります。

「専門知識を有する者」とは

- ①屋外広告士
 - ②建築士（1級・2級）
 - ③特定建築物調査員
 - ④(公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者
- 許可申請（更新含む）を行うときは、所定の様式による**提出前3か月以内の点検結果の報告**が必要となります。（新設物件は除く。）

②管理者の設置が必要になります

- 許可を得て設置する屋外広告物には**管理者を設置**しなければなりません。

③許可の期間が延長されます

- 許可の期間が最長3年に延長されます。
（貼り紙・貼り札、立看板、広告幕、気球広告等は除く）

④その他

- 国道や主要県道沿いではない自家用広告物は許可の対象となりません。
- 対象となる看板が禁止区間内にあっても、その道路に接続する家屋が10戸以上連なっていればその区間は許可区間となり、規制が緩和されます。

許可区間：道路境界から10mが許可地域

禁止区間：道路境界から100mが禁止地域で100mから500mが許可地域

許可地域：広告物の表示面積10㎡超

禁止地域：広告物の表示面積5㎡超

※禁止地域や許可地域などのご確認は、山口県のホームページで確認できます。

改正事項等については**山口県**にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山口県土木建築部都市計画課調整班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

電話：083-933-3720 F A X：083-933-3749

E-mail：a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県 屋外広告物

検索

